

証券コード 6858
平成29年2月23日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目9番3号

株式会社 小野測器

取締役社長 安井哲夫

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年3月16日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月17日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目9番3号
当社9階講演室
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第63期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.onosokki.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
 - ④ 計算書類の個別注記表
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.onosokki.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

第63期（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の我が国経済は、年初から企業収益は堅調であったものの消費が伸び悩み、4月以降は九州地方での震災、英国のEUからの離脱決定、また米国の大統領選挙に端を発した金融市場の混乱など不確実性が強まり、輸出関連企業を中心に設備投資への慎重姿勢が強まるなか推移してまいりました。

このような事業環境のなか、当社グループの主要顧客である自動車業界等においても、設備投資への慎重姿勢が見られ、当連結会計年度の受注高は112億4千7百万円（前連結会計年度比18.4%減）となりました。売上高につきましては、期首の受注残を確実に売上げましたが、受注減速の影響を受けて131億3千3百万円（前連結会計年度比1.5%減）となり、また期末受注残高につきましては46億1千2百万円（前連結会計年度比29.0%減）となりました。

損益面につきましては、平成27年4月に稼働した新実験棟の償却費負担の増加などがあったものの、原価率の改善を目指し取組みを進めた結果、特に特注試験装置において大きな効果が表れ、売上原価率は52.8%（前連結会計年度は53.5%）となりました。販売費及び一般管理費については、海外市場も含めたプロモーション等の販売強化に向けた費用の増加、コンサルティング・セミナー等のソリューション提案活動に向けた費用の増加、および平成29年1月より稼働を開始する新情報システムの導入費用等により、前連結会計年度に比べ1億3百万円増加しました。これらの結果、営業利益は3億6千1百万円（前連結会計年度比22.8%減）、経常利益は3億9千7百万円（前連結会計年度比38.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億3千5百万円（前連結会計年度比42.8%減）と、いずれも減益となりました。

なお、当社では平成28年から平成30年までを第1期（「Challenge STAGE I」）とする中期経営計画を推進しております。詳細につきましては、平成28年3月11日に公表しました「中期経営計画の策定に関するお知らせ」をご参照ください。（当社ホームページ <https://www.onosokki.co.jp/>）

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

[計測機器]

「計測機器」におきましては、受注高が46億9千6百万円（前連結会計年度比6.2%減）、売上高が49億2千1百万円（前連結会計年度比1.4%減）、営業利益は7億1千4百万円（前連結会計年度比2.8%増）となりました。製品群別の概況では、回転・速度計測機器、寸法・変位計測機器などの生産設備関連商品は、生産ライン向けにセンサ、およびカウンターとして組込まれており、設備の更新需要を中心にして、好調に推移しております。トルク計測機器は、特に国内向けで競争が激しく減少傾向が続いておりましたが、第4四半期において中国を中心とした東アジア向けや、高付加価値商品で改善の傾向となりました。音響・振動計測機器は、第2四半期以降受注に若干の鈍化傾向が見られたものの、主力商品のデータ解析装置や、ソフトウェア商品、およびセンサ類は依然として好調であり、全体を牽引いたしました。自動車性能計測機器は、エンジン性能評価用の燃焼解析装置やGPS車速計等において、自動車業界での設備投資の様子見傾向のなかで、第2四半期以降受注および売上が鈍化しておりましたが、第4四半期において改善の傾向となりました。

当セグメント全体では、第1四半期が好調に推移した後、第2四半期以降、特に高付加価値商品に対する設備投資の様子見傾向を受けて、減速傾向が見られましたが、保有する引合の状況は過去数年と比較しても高水準を維持しており、この引合案件を受注へ結び付ける活動を積極的に推進してまいります。

当セグメントの中期経営計画における戦略は以下のとおりです。

主に音響・振動分野において当社の強みであるコンサルティング機能を十分に活かし、お客様に対してはワンストップで当社が課題解決までサポートすることを目指す。

- ① 音響振動コンサルティング・セミナー等を利用したソリューション提案活動の強化・推進
- ② 高付加価値新商品の開発サイクルの短縮

[特注試験装置及びサービス]

「特注試験装置及びサービス」におきましては、前連結会計年度の第4四半期以降の受注減速に一部回復傾向が見られるものの力強さを欠き、受注高は65億3千6百万円（前連結会計年度比25.4%減）となりました。売上高については、期首の受注残を確実に売上げたものの、受注減速の影響を受け81億9千7百万円（前連結会計年度比1.6%減）となり、営業損益は3億5千6百万円の損失（前連結会計年度は2億2千9百万円の営業損失）となりました。

当セグメントでは、自動車開発フェーズにおける試験の受託を新たに開始し、生産においても積極的な効率化への取組みを進めた結果、原価率改善の効果が見られましたが、当セグメントの主要顧客である自動車業界において設備投資への様子見傾向が見られたことや、将来に向けた新技術の研究、標準化・モジュール化のための開発を推進したこと、平成27年4月に稼働した新実験棟の減価償却費計上の影響などにより減収減益となりました。

ただし当セグメントにおいても、年央より引合案件が増加傾向を見せており、主要顧客に密着した活動をより一層進めてまいります。

当セグメントの中期経営計画における戦略は以下のとおりです。

当社の強みである、自動車メーカーに対する直販体制を十分に活かし、ワンストップでのサポートを実施し、お客様の研究・開発効率向上に寄与することを目指す。

- ① 主要ユーザーを中心とした市場への密着
- ② 当社所有の新実験棟を活用した課題解決の推進
- ③ 制御技術の深化

[その他]

「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、損害保険代理業務および当社が所有する土地・建物の管理業務、その他当社からの委託業務を行っております。

当区分の売上高は2億4千2百万円（前連結会計年度比12.4%増）、営業利益は2千4百万円（前連結会計年度比81.4%増）となりました。なお、当区分の外部顧客に対する売上高は1千4百万円（前連結会計年度比8.9%増）であります。

(セグメント別の受注高・売上高状況)

セグメントの名称	受 注 高			売 上 高		
	前年度 第62期	当年度 第63期	増減率	前年度 第62期	当年度 第63期	増減率
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
計 測 機 器	5,006	4,696	△6.2	4,989	4,921	△1.4
特注試験装置及びサービス	8,759	6,536	△25.4	8,329	8,197	△1.6
そ の 他	215	242	12.4	215	242	12.4
(調整額) (注) 1	△202	△227	—	△202	△227	—
合 計	13,779	11,247	△18.4	13,333	13,133	△1.5

- (注) 1. (調整額) はセグメント間取引消去であります。
2. 上記金額には消費税等を含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は、6億3千8百万円であり、その主なものは、平成29年1月より稼働の新情報システムの導入による支出であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関2行と総額15億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、常に変化する経営環境に耐えうる低コスト体質の構築を図るとともに、誰もやっていないことに挑戦する人財の育成を進め、世界市場でのブランド力の強化を図ることで、売上高の伸長と収益力の向上へと繋げるよう取り組んでまいります。

技術面におきましては、計測制御解析分野で、『ワンストップソリューション』を合言葉に、お客様の生産性の向上と効率的な商品開発に寄与することを追求するとともに、お客様視点での「ものづくり」にこだわった新技術・新商品の開発に取り組めます。また、新価値創造ナンバーワン企業をめざし、将来を見据えた先行開発の実施、効率的な開発プロセスへの取り組み、また新実験棟の活用などを通じて、企画力、技術力を高めることで、高付加価値新商品・サービスへと結び付け、お客様の課題解決を通じた対応力の、なお一層の強化に取り組んでまいります。

生産面におきましては、品質・予算・納期のプロセス管理を徹底し、新規稼働させた新情報システムを活用した生産効率、品質の向上、および収益の拡大に取り組んでまいります。

販売面におきましては、グローバル化が加速する市場環境への対応が重要な課題であり、米国、タイ王国、インド共和国、中華人民共和国に設置した現地法人の活用を中心に、世界市場における販売戦略を立案し、推進してまいります。今後も引き続き、販売の拡大と新市場の開拓に取り組んでまいります。

当社グループでは、産業のマザーツールと呼ばれる計測・制御関連ビジネスを中核として、「先義後利」をモットーに、社会と共に歩み、貢献するために取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況

区 分	平成25年度 第 60 期	平成26年度 第 61 期	平成27年度 第 62 期	平成28年度 第 63 期
受 注 高(百万円)	12,773	13,724	13,779	11,247
売 上 高(百万円)	12,526	12,449	13,333	13,133
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,229	1,196	412	235
1株当たり当期純利益(円)	46.71	92.85	33.60	20.22
純 資 産(百万円)	15,362	15,685	15,084	14,501
総 資 産(百万円)	20,982	22,189	22,131	21,493

- (注) 1.1株当たり当期純利益は、期中発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2.第61期の1株当たり当期純利益は、平成26年7月1日付で2株を1株とする株式併合を行っているため、期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容
オノエンタープライズ株式会社	20百万円	100%	損害保険代理業および不動産の管理
オノソックテクノロジー インク	100千米ドル	100	北米および欧州の一部における当社製品の販売およびエンジニアリングサービス
オノソッキ(タイランド)	6百万タイバツ	49	東南アジアにおける当社製品の販売および特注試験装置のメンテナンスサービス
オノソッキインディア	40百万インドルピー	100	インド地域における当社製品の販売および特注試験装置のメンテナンスサービス
上海小野測器測量技術有限公司	5百万人民元	100	中華人民共和国における当社製品の販売および特注試験装置のメンテナンスサービス

- (注) 1.オノソッキ(タイランド)は、支配力基準の適用により、実質的に支配していると認められたため、連結子会社としております。
2.オノソッキインディアに対する当社の出資比率には、当社子会社であるオノエンタープライズ株式会社による間接所有分0.75%が含まれております。

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の状況に記載の5社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、計測機器、特注試験装置の製造販売およびそれら機器、装置等に関するサービスを主たる事業内容としており、その概要は次のとおりであります。

セグメントの名称	事業内容
計測機器	各種センサ類、回転・速度計測機器、寸法・変位計測機器、音響・振動計測機器、トルク計測機器、自動車性能計測機器、ソフトウェアおよびこれらのアッセンブルによるデータ解析機器等の製造販売
特注試験装置及びサービス	研究開発用途や品質管理用途の特注試験装置の提供、音響・振動に関するコンサルティングサービス、当社製品のアフターサービス、エンジニアリングサービス等
その他	損害保険代理業務および当社が所有する土地・建物管理、その他当社からの委託業務等

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名 称	所 在 地
本社・ソフトウェア開発センター	神奈川県横浜市
横浜テクニカルセンター	神奈川県横浜市
宇都宮テクニカル&プロダクトセンター	栃木県宇都宮市
北関東営業所	栃木県宇都宮市
埼玉営業所	埼玉県朝霞市
首都圏営業所	神奈川県横浜市
沼津営業所	静岡県駿東郡
浜松営業所	静岡県浜松市
トヨタ営業所	愛知県豊田市
中部営業所	愛知県名古屋
関西営業所	大阪府吹田市
九州営業所	福岡県福岡市

② 子会社

名 称	所 在 地
オノエンタープライズ株式会社 本社	神奈川県横浜市
オノソッキテクノロジーズ 本社	米国イリノイ州
オノソッキ (タイランド) 本社	タイ王国ノンタブリ県
オノソッキインディア 本社	インド共和国ハリヤナ州
上海小野測器測量技術有限公司 本社	中華人民共和国上海市

(9) 従業員の状況

セグメントの名称	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
計 測 機 器	254 [65] 名	0 名
特注試験装置及びサービス	276 [53]	6
そ の 他	8 [5]	△4
全 社 (共 通)	57 [8]	10
合 計	595 [131]	12

- (注) 1.従業員は就業人員であり、嘱託・契約社員およびパートタイマーは〔 〕内に年間の平均人員を外数で表示しております。
 2.全社（共通）に記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,400 百万円
株式会社みずほ銀行	400

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 11,394,701株（普通株式）
（自己株式 1,605,299株を除く）
- (2) 株 主 数 3,802名
- (3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社明電舎	884,500 株	7.76 %
桂 武	656,500	5.76
小野測器代理店・特約店持株会	579,500	5.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	547,240	4.80
小野測器取引先持株会	473,250	4.15
小 野 雅 道	286,416	2.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	241,400	2.12
小野測器社員持株会	231,140	2.03
小 野 知 子	194,645	1.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	172,300	1.51

(注) 自己株式については上位10名に入りますが、上記の表からは除いております。また持株比率については、発行済株式の総数から自己株式の数を除いて計算しております。

- (4) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
小野 雅道	代表取締役・取締役会長	
安井 哲夫	代表取締役・取締役社長 人事担当、品質担当、建設業業務担当	
濱田 仁	取締役 管理本部長、財務経理ブロック長	
猪瀬 潤	取締役 システム事業本部長、 システムサービスブロック長、 横浜テクニカルセンター長	
橋本 善博	取締役 電子計測事業本部長	
大越 祐史	取締役 営業本部長、商品統括ブロック長	
片岡 啓治	取締役	株式会社明電舎 相談役
許斐 敏明	取締役	
金子 孝雄	常勤監査役	
角野 俊	監査役	
庄山 俊彦	監査役	

- (注) 1.取締役片岡啓治および許斐敏明の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2.取締役片岡啓治氏は、金融機関での勤務経験および会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を有しております。
- 3.取締役許斐敏明氏は、大学等での勤務により培われた自動車開発に関する技術を含む豊富な知識・経験を有しております。
- 4.監査役金子孝雄、角野 俊および庄山俊彦の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 5.監査役金子孝雄、角野 俊および庄山俊彦の各氏は、金融機関での勤務経験および会社経営により培われた深い知識・経験を有しております。
- 6.当社は取締役片岡啓治、許斐敏明、監査役金子孝雄、角野 俊および庄山俊彦の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 7.平成28年3月18日開催の第62回定時株主総会において、許斐敏明氏が取締役に、金子孝雄および庄山俊彦の両氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
- 8.平成28年3月18日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、山川征夫および染谷義彦の両氏が任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

地位	人数	報酬等の額
取締役	8名	134,590千円
監査役	5	32,985
計	13	167,575

- (注) 1.取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
 2.報酬等の額には、当事業年度分の役員退職慰労引当金22,225千円（取締役21,550千円、監査役675千円）を含めております。
 3.報酬等の額のうち、社外役員7名に対する報酬等の額は46,995千円（うち役員退職慰労引当金1,305千円）です。
 4.報酬等の額のほか、社外役員が当社子会社から役員として受けた報酬額は1,500千円です。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	兼職の状況	当社との関係
取締役	片岡啓治	株式会社明電舎 相談役	同社は当社の株式884,500株（持株比率7.76%）を所有する株主であり、当社と同社とは双方の製品を売買する取引関係にあります。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
取締役	片岡啓治	17回中17回	—	取締役会において主に他社における経営経験からの発言を行っております。
取締役	許斐敏明	17回中11回 (選任後、 13回中11回)	—	取締役会において主に大学等での勤務により培われた豊富な専門知識・経験をいかした発言を行っております。
監査役	金子孝雄	17回中13回 (選任後、 13回中13回)	28回中23回 (選任後、 23回中23回)	取締役会および監査役会において主に他社における経営経験からの発言を行っております。
監査役	角野 俊	17回中17回	28回中28回	取締役会および監査役会において主に他社における経営経験からの発言を行っております。
監査役	庄山俊彦	17回中13回 (選任後、 13回中13回)	28回中23回 (選任後、 23回中23回)	取締役会および監査役会において主に他社における経営経験からの発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	25,000 千円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、監査計画における監査内容・監査日数・配員体制、報酬見積の計算根拠、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し、検討した結果、当事業年度の会計監査人の報酬等の額については同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付けで発表した業務停止処分の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3カ月

(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人に法令・定款および社会規範の遵守を徹底するため、当社グループ全体のコンプライアンス体制に係る規程を制定する。また、当社グループの横断的なコンプライアンス体制を整備するため、行動規範（コンプライアンス・マニュアル）等の作成、教育・研修の実施など、コンプライアンスに関する取り組みを行うこととする。

当社グループの取締役および使用人が、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の通報およびその内容・対処案が取締役会・監査役会に報告される体制に係る内部通報規程を制定し当該体制を整備、運用する。

内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、その取扱は当社社内規程およびそれに関する管理マニュアルを整備してこれらに従い適切に保存・管理する。

取締役および監査役は常時文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制を整備するため、当社グループ全体のリスク管理に関する規程の制定を行い、リスク管理委員会の設置と、その下にリスクカテゴリー（コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、輸出管理、環境、災害等）毎の分科会を置くこととする。

リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理を総括し、リスク管理に関する規程の整備、運用状況の確認等を行い、また損失の危険のある事態が生じた場合に、その内容・対処案が当社の取締役会・監査役会に報告される体制を整備することとする。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営組織として取締役会を頂点とし、その下に経営会議、トップマネジメントミーティング、営業会議等を設置し、年度計画に基づく目標達成のため、経営判断・業績報告・業務の進捗状況確認等を行う。

取締役会は毎月1回定例で開催し、取締役会規則に定められている付議事項および付議基準に該当する事項について審議する。また、取締役会では月次の業績の報告と、その内容について各担当取締役に結果の要因分析とその改善策等を報告させる。

経営会議は毎週1回定例で開催し、取締役、常勤監査役、執行役員全員が出席する。経営会議では経営会議規程に基づき業務執行に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行い、経営効率を向上させる。

日常の業務執行に際しては、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、権限を委譲された各部署の責任者は当該権限の範囲で意思決定を行い、業務を執行する。また、各部署の責任者が取締役、常勤監査役に対しその業務執行状況を四半期毎に報告する四半期報告会を設置する。

- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社子会社の業務執行の状況を確認するため、当社の定める子会社管理規程に基づき、一定の事項について子会社に対し当社への報告・承認を義務づけるとともに、当社の営業会議に当社子会社の取締役を出席させ情報の共有化を進める。
- ⑥ 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の定める子会社管理規程に基づき、当社の子会社担当取締役等および子会社代表取締役をメンバーとする会議を設置し、当社グループ全体の経営目標を見据えた当社子会社の経営（事業計画、資金計画、業績評価、組織・人事管理等）に関する事項を策定するとともに、これに伴う業務について当社の関係部門からの業務提供を行う。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する当社社内規程を整備し、次の事項を明記するとともに当該規程を実施、運用する。
- ・ 監査役の職務を補助する部門を内部監査部門または総務部門とし、監査役は内部監査部門または総務部門所属の使用人に監査役業務に必要な事項を命令することができる。
 - ・ 当該使用人は監査役の指揮命令に関して、取締役、所属部署長等の指示・命令を受けないものとする。
 - ・ 当該使用人は監査役の指揮命令に従う。

- ⑧ 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- 当社グループの役員および使用人は、監査役会の定めるところに従い、当社の各監査役の要請に応じて主に次の事項につき報告および情報提供を行う。
- ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・月次の経営状況として重要な事項
- 当社グループの役員および使用人は、主に次の事項については発見次第、直ちに監査役に報告を行う。また、当該事項につき通報体制の担当部署が通報を受けた場合等は、当該部署担当者等より監査役に報告を行う。
- ・当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・重大な法令・定款違反
- ⑨ 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の監査役に報告を行った当社グループの役員および使用人等に対しては、内部通報規程に定められている通報者に対する不利な取扱いの禁止および不利な取扱いをした者への処分に関する規定と同様の取扱いをすることとする。
- ⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払、負担した債務の弁済等の請求をしたときは、当社は当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、当該費用または債務等の支払等の処理を行う。
- ⑪ その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の常勤監査役は、業務執行の状況を把握するため、経営会議、トップマネジメントミーティング、営業会議等の重要な会議に出席する。また、各監査役は必要に応じて業務執行に関する文書等を閲覧し、取締役および使用人にその説明を求めることができる。
- ⑫ 財務報告に係る内部統制の強化
- 金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制の整備に関し、財務報告の信頼性の確保および資産の保全を達成するために、「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング（監視活動）」「IT（情報技術）への対応」の

6つの基本的要素を業務に組み込み、当社内のすべての者によって遂行されるプロセスを確立する。

これらを具体的に実施するにあたり、必要な体制を整備し、運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

当社は、コンプライアンス規程に基づき、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。当該委員会では、当社グループにおけるコンプライアンス体制の運用強化およびコンプライアンスに関する問題・課題等の審議・解決を図ることとしております。また、当社各部門および当社子会社にコンプライアンス推進責任者を選任しており、各部門・子会社内でのコンプライアンス規程等の周知などコンプライアンスの推進を図っております。

当社は、内部通報規程に基づき当社内外において内部通報の通報受付窓口を設置しております。通報窓口利用の実効性を上げるため当社外に委託している通報窓口を1カ所から2カ所に増設いたしました。

② リスクマネジメント

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しております。当該委員会は、定期的（2カ月に1回）に開催しており、当社グループのリスク管理を統括するとともに、各リスクカテゴリーの分科会よりリスク管理状況の報告を受け、新たに特定されたリスクの評価および顕在化したリスクへの対応等を行っております。

③ 取締役の職務執行

当社の取締役は、その職務の執行を効率的に行うために、定期的で開催される取締役会（毎月1回および臨時）、経営会議（毎週1回）、トップマネジメントミーティング（毎月1回）および営業会議（毎四半期1回）に出席し、経営判断・業績の報告・業務の進捗確認を行っております。

当社子会社の各代表取締役は、当社営業会議に出席するとともに、営業会議と同時期に当社子会社担当取締役等も同席する当社子会社の経営事項に関する会議に出席しております。

④ 監査役の監査

当社の監査役は、定期的で開催される監査役会（毎月1回および臨時）ならびに取締役会（毎月1回および臨時）に出席するとともに、常勤監査役においては、経営会議、営業会議、リスク管理委員会、情報管理委員会、コンプライアンス委員会および

J-SOX推進委員会等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の確保を図っております。

当社は、監査役への補助および報告に関する規程を制定いたしております。当該規程において監査役の職務を補助すべき使用人の設置、監査役への報告義務および監査役への報告者の不利な取扱いの禁止等を規定し、周知することで監査体制強化に努めております。

⑤ 財務報告に係る内部統制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、J-SOX推進委員会を設置しており、内部統制評価計画書に基づき、当該委員会の委員が財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。当該委員会は、年間4回開催され、財務報告に係る内部統制の評価内容等の報告が行われました。

⑥ 内部監査

内部監査室は、内部監査規程に基づき内部監査計画を作成し、当社および当社子会社の内部監査を実施いたしました。監査結果は被監査部門に通知され、必要に応じて是正処置がとられております。内部監査実施結果は、取締役会に報告されております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,286,703	流動負債	2,792,285
現金及び預金	2,103,020	買掛金	986,387
受取手形及び売掛金	2,904,965	1年内返済予定の長期借入金	803,000
商品及び製品	660,243	未払法人税等	119,208
仕掛品	1,116,549	未払費用	318,434
原材料及び貯蔵品	382,320	賞与引当金	59,233
繰延税金資産	65,219	前受金	102,769
その他	54,383	その他	403,251
固定資産	14,207,222	固定負債	4,200,417
有形固定資産	11,386,713	長期借入金	1,997,000
建物及び構築物	4,412,259	役員退職慰労引当金	178,355
機械装置及び運搬具	721,663	環境対策引当金	15,768
工具器具及び備品	280,899	退職給付に係る負債	1,996,774
土地	5,917,632	その他	12,520
建設仮勘定	54,257	負債合計	6,992,702
無形固定資産	533,759	純資産の部	
ソフトウェア	147,658	株主資本	14,282,375
ソフトウェア仮勘定	369,235	資本金	7,134,200
その他	16,866	資本剰余金	1,800,000
投資その他の資産	2,286,749	利益剰余金	6,823,609
投資有価証券	1,443,524	自己株式	△ 1,475,433
繰延税金資産	529,913	その他の包括利益累計額	177,852
保険積立金	256,867	その他有価証券評価差額金	328,276
その他	56,444	為替換算調整勘定	△ 6,587
		退職給付に係る調整累計額	△ 143,836
資産合計	21,493,925	非支配株主持分	40,994
		純資産合計	14,501,223
		負債純資産合計	21,493,925

連結損益計算書

(自 平成28年 1月 1日)
(至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		13,133,162
売上原価		6,931,122
売上総利益		6,202,040
販売費及び一般管理費		5,840,663
営業利益		361,376
営業外収益		
受取利息	700	
受取配当金	39,972	
貸入	45,639	
その他	23,201	109,514
営業外費用		
支払利息	8,328	
売上割引	24,951	
支払手数料	9,887	
貸入原価	19,472	
為替差損	9,158	
その他	1,765	73,563
経常利益		397,327
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	10,619	10,619
特別損失		
固定資産除却損	244	244
税金等調整前当期純利益		407,702
法人税、住民税及び事業税	175,476	
法人税等調整額	△ 3,772	171,703
当期純利益		235,998
非支配株主に帰属する当期純利益		40
親会社株主に帰属する当期純利益		235,958

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,747,918	流動負債	2,727,132
現金及び預金	1,644,035	買掛金	996,003
受取手形	369,168	1年内返済予定の長期借入金	803,000
売掛金	2,487,217	未払金	78,705
商品及び製品	646,807	未払費用	307,256
仕掛品	1,117,523	未払法人税等	101,735
原材料及び貯蔵品	382,320	未払消費税等	182,641
繰延税金資産	48,998	前受金	70,715
短期貸付金	8,100	預り金	131,796
その他の	43,749	賞与引当金	55,279
固定資産	14,209,494	固定負債	3,989,346
有形固定資産	11,335,577	長期借入金	1,997,000
建築物	4,295,709	退職給付引当金	1,787,858
構築物	112,822	役員退職慰労引当金	176,200
機械及び装置	701,047	環境対策引当金	15,768
車両及び運搬具	153	その他の	12,520
工具器具及び備品	253,954	負債合計	6,716,479
土地	5,917,632	純資産の部	
建設仮勘定	54,257	株主資本	13,912,658
無形固定資産	531,117	資本金	7,134,200
ソフトウェア	145,307	資本剰余金	1,800,000
ソフトウェア仮勘定	369,235	資本準備金	1,800,000
電話加入権	12,189	利益剰余金	6,453,891
その他の	4,385	その他利益剰余金	6,453,891
投資その他の資産	2,342,800	繰越利益剰余金	6,453,891
投資有価証券	1,438,577	自己株式	△ 1,475,433
関係会社株式	136,318	評価・換算差額等	328,276
繰延税金資産	471,734	その他有価証券評価差額金	328,276
敷金及び保証金	39,302	純資産合計	14,240,934
保険積立金	256,867	負債純資産合計	20,957,413
資産合計	20,957,413		

損益計算書

(自 平成28年 1月 1日)
(至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,636,379
売 上 原 価		6,923,402
売 上 総 利 益		5,712,977
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,443,002
営 業 利 益		269,975
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	237	
受 取 配 当 金	53,578	
貸 貸 収 入	73,419	
経 営 指 導 料	6,480	
そ の 他	17,132	150,847
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,328	
売 上 割 引	24,951	
貸 貸 収 入 原 価	33,652	
支 払 手 数 料	9,887	
そ の 他	4,598	81,418
経 常 利 益		339,404
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,619	10,619
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	37,384	37,394
税 引 前 当 期 純 利 益		312,629
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	154,603	
法 人 税 等 調 整 額	△ 7,108	147,495
当 期 純 利 益		165,133

独立監査人の監査報告書

平成29年2月7日

株式会社 小野測器
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長坂 隆 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唐澤 正幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小野測器の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小野測器及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年2月7日

株式会社 小野測器
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長坂 隆 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唐澤 正幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小野測器の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月9日

株式会社 小野測器 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 金子孝雄 ㊟

社外監査役 角野俊 ㊟

社外監査役 庄山俊彦 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期業績、今後の事業の展開等を総合的に勘案いたしまして、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 10円 総額 113,947,010円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年3月21日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（任期）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう、変更案第41条（剰余金の配当等の決定機関）および第42条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。また、これに伴い新設条文の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第42条（剰余金の配当等）および第43条（中間配当金）を削るとともに、現行定款第44条（期末配当金等の除斥期間）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記条文の新設および削除に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 (自己の株式の取得) <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第20条 (条文省略)</p> <p>第21条 (任期) <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 る)</p> <p>第7条～第19条 (現行のとおり)</p> <p>第20条 (任期) <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 る)</p> <p>第21条～第40条 (現行のとおり)</p> <p>第41条 (剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第42条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u> <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4 2条 (剰余金の配当等) <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、期末配当金という。）を支払う。</u></p> <p>第4 3条 (中間配当金) <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、中間配当金という。）をすることができる。</u></p> <p>第4 4条 (期末配当金等の除斥期間) <u>期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>第4 3条 (配当金の除斥期間) <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。未払の配当金には利息をつけない。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制強化のため取締役1名の増員を含めて、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	おのまさみち 小野 雅道 (昭和10年1月26日生)	昭和32年10月 当社入社 昭和46年2月 当社取締役 昭和58年3月 当社常務取締役システム部長、 開発室長、ソフト開発室長 昭和61年10月 当社常務取締役技術担当 平成3年3月 当社専務取締役営業本部長 平成4年4月 当社専務取締役営業担当 平成11年4月 当社顧問 平成12年12月 当社特別顧問 平成13年3月 当社代表取締役・取締役社長 平成27年3月 当社代表取締役・取締役会長 現在に至る	286,416株
2	やすい てつ お 安井 哲夫 (昭和22年10月18日生)	昭和47年4月 当社入社 平成元年7月 当社商品企画部長 平成7年3月 当社宇都宮事業所長、製造部長 平成15年3月 当社取締役経営推進部長 平成19年1月 当社取締役経営企画主幹 平成21年3月 当社常務取締役経営企画主幹 平成21年4月 当社常務取締役管理本部長 平成22年3月 当社専務取締役管理本部長 平成23年4月 当社専務取締役本部統括担当、 人事担当、経営企画担当、品質担当、 子会社統括担当 平成27年3月 当社代表取締役・取締役社長、 人事担当、品質担当、建設業業務担当 現在に至る	37,351株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>はま だ ひとし 濱 田 仁 (昭和38年6月3日生)</p>	<p>昭和61年4月 当社入社 平成19年1月 当社経営推進室長 平成21年4月 当社執行役員経理部長 平成23年4月 当社執行役員管理本部副本部長、 財務経理部長 平成25年3月 当社取締役管理本部長、経理部長 平成27年4月 当社取締役管理本部長、経営企画 室長、財務経理ブロック長 平成28年4月 当社取締役管理本部長、財務経理 ブロック長 現在に至る</p>	2,936株
4	<p>いの せ じゅん 猪 瀬 潤 (昭和37年8月4日生)</p>	<p>昭和62年4月 当社入社 平成15年4月 当社設計技術ブロック技師 平成20年4月 当社執行役員ソフト開発センター長 平成21年4月 当社執行役員技術本部本部長代理 平成23年4月 当社執行役員技術本部副本部長 平成25年3月 当社取締役営業本部長 平成26年1月 当社取締役営業本部長、海外統括 ブロック長、テクニカルセンター長 平成27年4月 当社取締役システム事業本部長、 横浜テクニカルセンター長 平成28年4月 当社取締役システム事業本部長、 システムサービスブロック長、 横浜テクニカルセンター長 現在に至る</p>	3,991株
5	<p>はし もと よし ひろ 橋 本 善 博 (昭和38年1月29日生)</p>	<p>昭和60年4月 当社入社 平成18年4月 当社パッケージソフト開発グループ グループマネージャー 平成22年4月 当社執行役員パッケージソフトグルー プグループマネージャー 平成23年7月 当社執行役員CMMIブロック長、 パッケージソフトグループグループ マネージャー 平成25年1月 当社執行役員技術本部副本部長 平成25年3月 当社取締役技術本部長 平成27年4月 当社取締役電子計測事業本部長 現在に至る</p>	2,936株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	おお こし ゆう じ 大 越 祐 史 (昭和38年2月9日生)	昭和60年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員原価統制部長 平成23年4月 当社執行役員管理本部副本部長、 原価統制部長 平成25年1月 当社執行役員管理本部担当主幹 平成27年3月 当社取締役管理本部担当主幹 平成27年4月 当社取締役営業本部長 平成28年4月 当社取締役営業本部長、 商品統括ブロック長 現在に至る	4,375株
7	かた おか けい じ 片 岡 啓 治 (昭和18年12月22日生)	昭和41年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井 住友銀行）入社 平成元年5月 同社営業審査部長 平成4年6月 同社取締役日比谷支店長 平成4年10月 同社取締役副東京営業部長 平成8年5月 同社常務取締役本店営業本部長 平成10年6月 株式会社明電舎取締役副社長 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成20年6月 同社代表取締役会長 平成24年3月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社明電舎相談役	11,499株
8	こ のみ とし あき 許 斐 敏 明 (昭和21年5月24日生)	昭和44年4月 トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ 自動車株式会社）入社 平成15年2月 九州大学大学院（機械科学部門）教授就任 平成16年5月 同大学大学院教授、同大学水素利用技 術研究センター センター長 平成22年4月 当社顧問 平成23年4月 自動車先端人材育成センター センター長、 当社顧問 平成26年4月 ものづくり人材育成センター（現福岡もの づくり人材育成センター） センター長、 当社顧問 平成26年8月 同センター会長兼センター長、当社顧問 平成28年3月 当社取締役 現在に至る	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	<p>ご とう やす ひろ 後 藤 泰 宏 (昭和35年8月3日生)</p> <p>※</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成21年1月 当社京都営業所長 平成23年10月 当社関西営業所長 平成25年1月 当社カタログ製品ブロック企画グループグループマネージャー 平成27年4月 当社経営企画室室長代理 平成28年4月 当社執行役員経営企画室長、 AIB戦略マーケティング・プロジェクトプロジェクトマネージャー 現在に至る</p>	2,000株

- (注) 1.片岡啓治および許斐敏明の両氏は、社外取締役候補者であります。
- 2.片岡啓治氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関での勤務経験および会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に反映していただきたいためであります。
- 3.片岡啓治氏は、平成20年6月より平成25年6月まで株式会社明電舎の代表取締役会長の職にあった者であり、また、現在は同社の相談役であります。株式会社明電舎は当社の株式を所有する主要な株主であり、当社と同社とは双方の製品を売買する取引関係にあります。
- 4.片岡啓治氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- 5.許斐敏明氏を社外取締役候補者とした理由は、大学等での勤務により培われた自動車開発に関する技術を含む豊富な知識・経験を当社の経営に関する監督機能の強化に生かしていただきたいためであります。
- 6.許斐敏明氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- 7.片岡啓治および許斐敏明の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
- 8.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 9.※印は、新たに選任をお願いする取締役候補者であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
そめ や よし ひこ 染 谷 義 彦 (昭和22年6月26日生)	昭和46年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入社 平成7年5月 同社金融法人部長 平成10年2月 ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア 出向取締役副会長 平成13年5月 コニカ株式会社入社 平成16年6月 コニカミノルタホールディングス株式会社 常務執行役 平成23年4月 同社顧問 平成24年3月 当社監査役 平成28年3月 当社顧問 現在に至る	658株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

平成29年2月9日開催の取締役会において、取締役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第3号議案が承認可決されることを条件として、重任される取締役に對し、就任時から本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各取締役の退任時とし、その具体的金額および支給方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
おのまさみち 小野 雅 道	平成13年3月 当社代表取締役・取締役社長 平成27年3月 当社代表取締役・取締役会長 現在に至る
やすい てつ お 安井 哲 夫	平成15年3月 当社取締役 平成21年3月 当社常務取締役 平成22年3月 当社専務取締役 平成27年3月 当社代表取締役・取締役社長 現在に至る
はま だ ひとし 濱 田 仁	平成25年3月 当社取締役 現在に至る
いのせ じゅん 猪瀬 潤	平成25年3月 当社取締役 現在に至る
はし もと よし ひろ 橋 本 善 博	平成25年3月 当社取締役 現在に至る
おお こし ゆう じ 大 越 祐 史	平成27年3月 当社取締役 現在に至る
かた おか けい じ 片 岡 啓 治	平成24年3月 当社社外取締役 現在に至る
こ のみ とし あき 許 斐 敏 明	平成28年3月 当社社外取締役 現在に至る

第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定の件
当社の取締役の報酬額については、平成4年3月27日開催の第38回定時株主総会において月額1,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とする旨ご承認いただいて今日に至っております。

今般の取締役退職慰労金制度の廃止および諸般の事情を考慮し、当社の取締役の上記報酬額とは別枠で、社外取締役以外の取締役に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額3,000万円以内の範囲で割り当てることといたしたいと存じます。

ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

現在の社外取締役以外の取締役は6名であり、第3号議案が原案どおり承認されますと本総会終結の時から7名となります。

なお、各取締役へのストックオプション報酬の配分および支給時期につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

社外取締役以外の取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由およびその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 取締役の報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、退職慰労金制度を廃止し、社外取締役以外の取締役に対して、当社株価と社外取締役以外の取締役の報酬の連動性を強め、業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を高めることを目的として新株予約権を割り当てるものであります。

2. スtockオプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権1個あたり100株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式50,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

500個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定された公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、当社の取締役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を必要とするものとする。

(8) その他新株予約権の内容

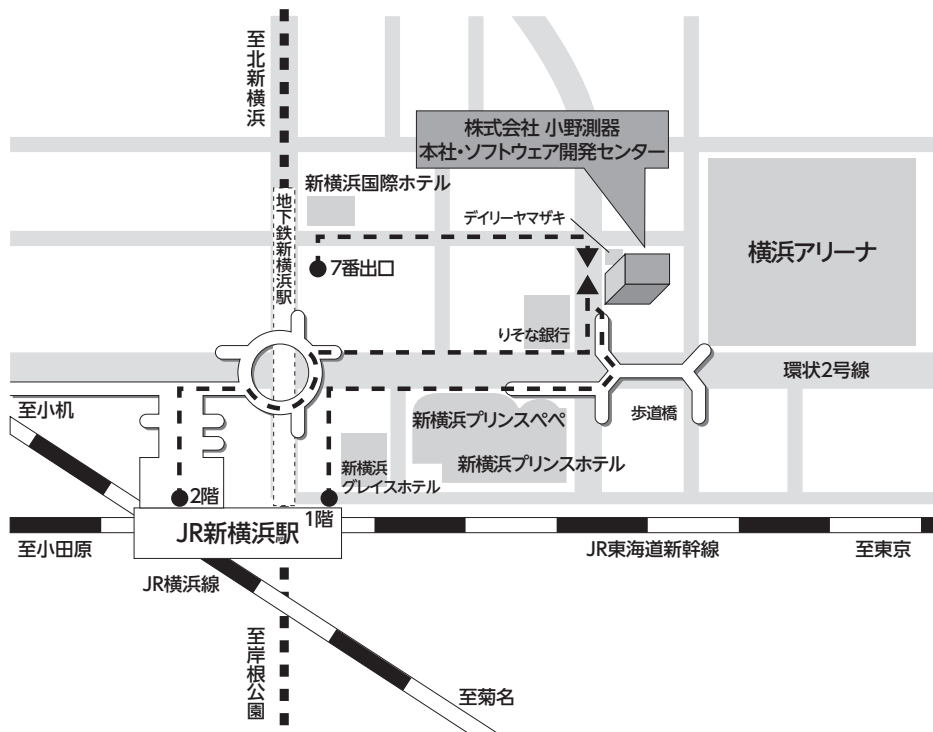
上記(1)から(7)の細目および新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとする。

(ご参考)

なお、本定時株主総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記の株式報酬型ストックオプションと同内容のストックオプション（新株予約権）を、取締役会決議により割り当てる予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



株式会社小野測器 本社・ソフトウェア開発センター 9階 講演室
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目9番3号
045-935-3888 (大代表)

- JR横浜線・東海道新幹線 新横浜駅下車 徒歩5分
- 横浜市営地下鉄ブルーライン 新横浜駅 7番出口より徒歩3分
(エレベーターは改札出口付近にあります)